

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年1月7日認可した。

令和7年1月17日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大鞆地区
三豊市山本町土地改良区	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）正月地区